

山形広域都市計画の変更に伴う地元説明会で出た主な意見・質問について（個別での質問も含む）

■駅東地区（矢来４、美咲町、長清水１）地元説明会（R7.1.21）

	意見・質問	回 答
	地区計画関連	
1	壁面位置や柵の構造の制限などで公園側には何も建てられないということなのか。	1階部分は公園境界線から2.0mまでの範囲には設置できません。公園に向かって開かれた町にしたいということを意図している。
2	建築物の色彩の制限はどのようなものか。	屋根と外壁の色彩は原色に近い派手な色使いを制限して、落ち着きがあり暖かみのある街並みにしていきたいと考えている。
	用途地域変更関連	
3	美咲町エリアの用途地域を変更することで、どのくらいの規模感のものを想定しているのか。	これまで第一種住居地域として、店舗等では床面積3,000㎡以下のものに制限されていたものが床面積10,000㎡以下まで拡大されることで、低未利用地に対する民間の誘導を促進していきたいと考えている。
4	用途地域の変更時期はいつになるのか。また、変更することで固定資産税は上がるのか。	変更は令和7年4月以降で告示等がされる予定である。 用途地域が変更されることで一様に固定資産税が上がるものではない。ただし、開発により街並みが整備され土地の評価が上がる、周辺での土地取引などが行われるといった効果により、少しずつ変更されていくものと考え。

■石堂地区地元説明会（R7.1.23）

	意見・質問	回 答
	都市計画変更に係る意見なし	